

マイナ保険証施行に伴う自立支援医療等の支給認定手続きについて

① 健康保険証の原本がある場合

従来どおり健康保険証の原本をお持ちください。

※ 有効期限内のものは令和7年12月1日まで使用できます。

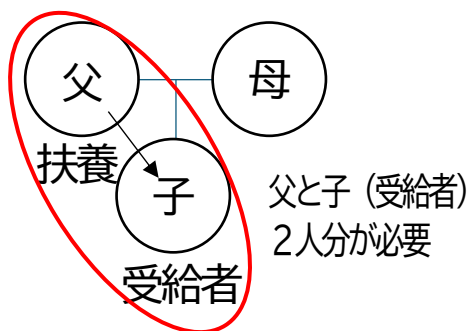
② 健康保険証の原本がない場合

1. 加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
2. 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
3. マイナポータルの医療保険者の資格情報画面もしくはデータを
印字したもの

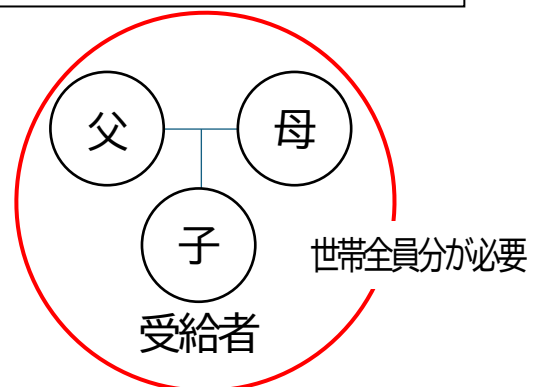
※ 家族の扶養に入っている場合、扶養をしている人の資格確認書等も必要です。

【例：父が母と子（受給者）を扶養（同一保険に加入）している場合】

社会保険や共済組合



国民健康保険



③ 上記①②をお持ちでない場合

マイナンバー（個人番号）により資格確認を行うため、マイナンバー（個人番号）がわかるものをお持ちください。マイナンバー（個人番号）を使用して市が情報照会することをご了承ください。資格確認のため通常よりもお手続きにお時間をいただきます。ご理解のほどよろしくお願いします。